

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等

学校の専攻科の管理に関する条例施行規則の制定について

このことについて、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則の制定の概要

第1 制定の概要・理由 国家戦略特別区域法に基づき区域計画の認定を受けて、愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理を指定公立国際教育学校等管理法人（指定管理法人）に行わせるため、条例の施行に関し必要な事項を定める。

第2 制定の内容

- 1 指定の手続において教育委員会規則で定める事項
指定管理法人業務の範囲、指定の期間、指定の申請の方法、選定に係る審査の基準等
- 2 指定の申請書類
指定管理法人指定申請書（様式第一）、寄附行為又は定款、登記事項証明書、貸借対照表及び収支計算書等、組織及び運営に関する事項を記載した書類等
- 3 名称等の変更の届出
(1) 名称、主たる事務所の所在地、代表者等、寄附行為又は定款の変更があったときは、速やかに、名称等変更届出書（様式第二）を提出する。
(2) 専攻科の管理を担当する役員を変更しようとするときは、あらかじめ、専攻科管理担当役員変更届出書（様式第三）を提出する。
- 4 愛知県立学校管理規則・愛知県立高等学校学則の適用に関する特例
既存の教育委員会規則で規定する「校長」・「学校」等の字句を「責任者」・「専攻科」等の字句に読替えることにより、「校長」の役割を指定管理法人業務をつかさどる「責任者」の役割とすることにより、専攻科における指定管理法人の独立性を確保する。

※ 読替え部分の対照表は別紙のとおり。

第3 施行期日 平成28年4月1日（愛知県立学校管理規則等の適用に関する特例の規定は、平成29年4月1日）

(愛知県立学校管理規則の読替え)

条項	現在の規則条文	読替え後の規則条文
第三条	校長は、 <u>前条</u> の教育課程及び指導の重点目標を定めたときは、教育委員会に届け出なければならない。	<u>責任者</u> は、 <u>前条</u> の教育課程を校長が編成したとき及び指導の重点目標を定めたときは、教育委員会に届け出なければならない。
第四条第一項	<u>校長</u> は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、登山、対外競技その他の学校行事については、教育委員会の定める基準により企画し、及び実施しなければならない。	<u>責任者</u> は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、登山、対外競技その他の学校行事については、教育委員会の定める基準により企画し、及び実施しなければならない。
第六条	学校の休業日を変更する場合（授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）は、 <u>校長</u> は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。	専攻科の休業日を変更する場合（授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）は、 <u>責任者</u> は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
第七条	<u>校長</u> は、幼児、児童又は生徒について次に掲げる事実が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 一 事故による死亡その他重大な事故が生じたとき。 二 退学処分その他重大な処分を行ったとき。	<u>責任者</u> は、幼児、児童又は生徒について次に掲げる事実が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 一 事故による死亡その他重大な事故が生じたとき。 二 退学処分その他重大な処分を行ったとき。
第八条	学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作権を有する教科用図書以外の教材を特定の集団全員に対し計画的かつ継続的に使用させる場合は、 <u>校長</u> は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。	専攻科において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作権を有する教科用図書以外の教材を特定の集団全員に対し計画的かつ継続的に使用させる場合は、 <u>責任者</u> は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
第十三条第一項	<u>校長</u> は、 <u>校務分掌</u> に関する組織を定め、所属職員に <u>分掌</u> を命じ、 <u>校務</u> を処理しなければならない。	<u>責任者</u> は、 <u>指定管理法人業務分掌</u> に関する組織を定め、所属職員に <u>分掌</u> を命じ、 <u>指定管理法人業務</u> を処理しなければならない。
第十三条第二項	<u>校長</u> が <u>校務分掌</u> に関する組織を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。	<u>責任者</u> が <u>指定管理法人業務分掌</u> に関する組織を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。
第十四条	<u>校長</u> は、所属職員について死亡その他重要と認める事項が生じたときは、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。	<u>責任者</u> は、所属職員について死亡その他重要と認める事項が生じたときは、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

第十九条	校長は、非常変災が発生し、又はそのおそれがあるときは、その状況に応じて、人命の安全並びに <u>学校の施設及び設備</u> （備品を含む。以下同じ。）の保全を図るため、適切な措置を講じなければならない。	責任者は、非常変災が発生し、又はそのおそれがあるときは、その状況に応じて、人命の安全並びに <u>専攻科の施設及び設備</u> （備品を含む。以下同じ。）の保全を図るため、適切な措置を講じなければならない。
第二十条	校長は、 <u>学校の施設及び設備</u> の管理を総括し、常に現況を明らかにおくとともに、その整備に努めなければならない。	責任者は、 <u>専攻科の施設及び設備</u> の管理を総括し、常に現況を明らかにおくとともに、その整備に努めなければならない。
第二十一条	校長は、毎年度 <u>学校の防火及び警備</u> に関する計画その他 <u>学校の施設及び設備</u> の管理に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。	責任者は、毎年度 <u>専攻科の防火及び警備</u> に関する計画その他 <u>専攻科の施設及び設備</u> の管理に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。
第二十二条	校長は、盗難災害等の事故により <u>学校の施設及び設備</u> の全部又は一部が亡失し、又はき損した場合は、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。	責任者は、盗難災害等の事故により <u>専攻科の施設及び設備</u> の全部又は一部が亡失し、又はき損した場合は、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。
第二十四条	校長は、 <u>学校の施設</u> 又は設備に変更を加える必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。	責任者は、 <u>専攻科の施設</u> 又は設備に変更を加える必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。
第二十五条第一項	<u>学校</u> は、 <u>当該学校の教育活動</u> その他の <u>学校運営</u> の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。	指定管理法人は、 <u>専攻科の教育活動</u> その他の <u>専攻科の運営</u> の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
第二十五条第二項	前項の評価を行うに当たっては、 <u>学校</u> は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。	前項の評価を行うに当たっては、 <u>指定管理法人</u> は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
第二十六条	<u>学校</u> は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた <u>当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者</u> その他の <u>当該学校の関係者</u> （ <u>当該学校の職員</u> を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。	指定管理法人は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた <u>専攻科の幼児、児童又は生徒の保護者</u> その他の <u>専攻科の関係者</u> （ <u>専攻科の職員</u> を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。
第二十七条	<u>学校</u> は、第二十五条第一項及び前条の規定による評価の結果を教育委員会に報告するものとする。	指定管理法人は、第二十五条第一項及び前条の規定による評価の結果を教育委員会に報告するものとする。
第二十八条	<u>学校</u> は、 <u>当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者</u> 及び <u>地域住民</u> その他の <u>関係者の理解</u> を深めるとともに、これらの者との <u>連携及び協力</u> の推進に資するため、 <u>当該学校の教育活動</u> その他の <u>学校運営</u> の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。	指定管理法人は、 <u>専攻科の幼児、児童又は生徒の保護者</u> 及び <u>地域住民</u> その他の <u>関係者の理解</u> を深めるとともに、これらの者との <u>連携及び協力</u> の推進に資するため、 <u>専攻科の教育活動</u> その他の <u>専攻科の運営</u> の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(愛知県立高等学校学則の読替え)

条項	現在の規則条文	読替え後の規則条文
第三条第二項	<p>前項の規定にかかわらず、<u>校長</u>は、愛知県教育委員会に届け出て、学年を次の二学期に分けることができる。</p> <p>前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで</p>	<p>前項の規定にかかわらず、<u>責任者</u>は、愛知県教育委員会に届け出て、学年を次の二学期に分けることができる。</p> <p>前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで</p>
第三条第三項	<p><u>校長</u>は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期及び終期を変更することができる。</p>	<p><u>責任者</u>は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期及び終期を変更することができる。</p>
第四条第一項ただし書	<p>次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、<u>校長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日 二 日曜日及び土曜日 三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 四 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで 五 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで 	<p>次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、<u>責任者</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日 二 日曜日及び土曜日 三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 四 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで 五 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元 英

愛知県教育委員会規則第 号

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例(平成二十八年愛知県条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第二条第一項の教育委員会規則で定める事項)

第三条 条例第二条第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理法人業務の範囲
- 二 指定管理法人の指定の期間
- 三 指定管理法人の指定の申請の方法
- 四 指定管理法人の選定に係る審査の基準
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定管理法人の指定の申請等)

第四条 条例第二条第二項の規定による申請は、教育委員会が定める期間内に、指定管理法人指定申請書(様式第一)を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 条例第二条第二項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 寄附行為又は定款
- 二 登記事項証明書
- 三 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び収支計算書、正味財産増減計算書若しくは活動計算書又はこれらに準ずるもの
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 六 専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類
- 七 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「法」という。)第十二条の三第二項各号に該当しないことを誓約する書類

八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(名称等の変更の届出)

第五条 指定管理法人は、名称、主たる事務所の所在地、代表者若しくは役員（専攻科の管理を担当する役員を除く。以下「代表者等」という。）又は寄附行為若しくは定款に変更があつたときは、速やかに、名称等変更届出書（様式第二）に、その事実を証する書類及び代表者等の変更の場合にあつては、変更後の代表者等が法第十二条の三第二項第二号に規定する者に該当しないことを誓約する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理法人は、専攻科の管理を担当する役員を変更しようとするときは、専攻科管理担当役員変更届出書（様式第三）に、当該役員になろうとする者が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類及び法第十二条の三第二項第二号に規定する者に該当しないことを誓約する書類を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出することができなかつたときは、事後において速やかに提出しなければならない。

(指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立学校管理規則等の適用に関する特例)

第六条 指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同規則第十条から第十二条の七まで、第十三条の二、第十三条の三及び第十五条から第十八条までの規定は、適用しない。

第三条	校長は、前条の教育課程	指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成二十八年愛知県条例第 号。以下「条例」という。）第七条第一項に規定する責任者（以下「責任者」という。）は、前条の教育課程を校長が編成したとき
第四条第一項	校長	責任者
第六条	学校	愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科（以下「専攻科」という。）
	校長	責任者
第七条	校長	責任者
	行つた	校長が行つた
第八条	学校	専攻科
	校長	責任者
第十三条第一項	校長	責任者
	校務分掌	条例第二条第一項に規定する指定管理法人業

		務（以下「指定管理法人業務」という。）分掌
	校務を	指定管理法人業務を
第十三条第二項	校長が校務分掌	責任者が指定管理法人業務分掌
第十四条	校長	責任者
第十九条から第二十二 条まで及び第二十四 条	校長	責任者
第二十五条第一項	学校は	条例第一条に規定する指定管理法人（以下「指 定管理法人」という。）は
	当該学校	専攻科
	学校運営	専攻科の運営
第二十五条第二項	学校	指定管理法人
第二十六条	学校は	指定管理法人は
	当該学校	専攻科
第二十七条	学校	指定管理法人
第二十八条	学校は	指定管理法人は
	当該学校	専攻科
	学校運営	専攻科の運営

- 2 指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立高等学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第二号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同規則第八条、第十四条及び第十六条の規定は、適用しない。

第三条第二項	校長	指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成二十八年愛知県条例第 号）第七条第一項に規定する責任者（以下「責任者」という。）
第三条第三項及び第四 条第一項ただし書	校長	責任者

- 3 指定管理法人が管理を行う専攻科については、愛知県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第十五号）の規定は、適用しない。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成二十九年四月一

様式第1 (第4条関係)

指定管理人指定申請書

愛知県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者氏名 印

年 月 日

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の指定管理法人の指定を受けたので、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例第2条第2項の規定により申請します。

(添付書類)

- 1 指定管理法人業務の実施に関する計画を記載した書類
- 2 寄附行為又は定款
- 3 登記事項証明書
- 4 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び収支計算書、正味財産増減計算書若しくは活動計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類
- 8 国家戦略特別区域法第12条の3第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2 (第5条関係)

名称等変更届出書

愛知県教育委員会 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者氏名 印

年 月 日

下記のとおり変更があったので、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更の内容

変更に係る事項	変	更	後	変	更	前
- 2 変更年月日

(添付書類)

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 代表者又は役員の変更の場合にあつては、変更後の代表者又は役員が国家戦略特別区域法第12条の3第2項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3 (第5条関係)

専攻科管理担当役員変更届出書		年 月 日
愛知県教育委員会 殿	届出者 主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	印
<p>専攻科の管理を担当する役員を下記のとおり変更したので、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。</p>		
記		
1 変更の内容		
変 更 後	変 更 前	
2 変更年月日		
(添付書類)		
<ul style="list-style-type: none"> 1 専攻科の管理を担当する役員になろうとする者が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類 2 専攻科の管理を担当する役員になろうとする者が国家戦略特別区域法第12条の3第2項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書類 		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。